

令和5年度 償却資産申告について

市内に事業用資産を所有している法人または個人事業者は、毎年1月1日現在の償却資産所有状況を市長に申告することが義務づけられています。

令和5年1月1日現在で、市内に所有しているすべての資産を申告してください。

申告が必要な人＝○令和5年1月1日現在、市内で事業をしている法人または個人

○令和5年1月1日現在、市内の事業者に事業用資産を貸し付けている法人または個人

提出期限＝令和5年1月31日(火)

提出方法＝郵送または直接、税務課(2階23番窓口)へ

eTAXでも提出できます

※申告用紙・申告の手引き・制度詳細等は市のホームページからダウンロード、確認できます。



【市ホームページ】

●固定資産税(償却資産)について

申告義務者＝地方税法第383条の規定により、1月1日現在における償却資産の所有者は申告義務があります

免税点＝課税標準額が150万円未満の場合は課税されません

ただし、150万円未満であっても申告は必要です

税額＝課税標準額に税率(1.4%)を乗じた額です

申告調査について＝未申告の場合や申告内容の確認のために地方税法第353条および第408条に基づいて申告義務者に問い合わせや資料提供の依頼を行っています

申告調査について、ご理解・ご協力をお願いします

問合せ＝税務課 固定資産税第2係(内線284・285)



年末火災予防運動実施

年末の繁忙期を迎え火気器具等を使用する機会が増加します。市民のみなさんに火災のない明るいお正月を迎えていただくために12月31日(土)までの間、年末火災予防運動を実施します。

つい忙しさで火の元がおろそかになりがちですが、お出かけ前やお休み前には、戸締りと火の元の点検を行いましょう。

◎火の用心のポイント

- ① 出かける前や寝る前には、必ず火の元を点検する。
- ② ガスコンロや暖房器具の付近には、燃えやすい物やスプレー缶など近づけないようにする。
- ③ 子どもやお年寄りだけを残しての外出は避ける。

問合せ＝奈良県広域消防組合 大和郡山消防署 予防課
(☎59-1289)

令和5年大和郡山市消防出初式のお知らせ

消防関係者が一堂に集い、一年の無事を祈念する新春恒例の防火・防災行事「消防出初式」を総合公園施設で行います。

今回も屋外での開催となりますが、三年ぶりに分列行進及び放水披露を実施します！新しい年のスタートにまちの安全安心を守る消防団員・消防隊員の姿をぜひご覧ください。

日時＝令和5年1月8日(日)9時30分～11時30分

場所＝総合公園施設 ホウワグラウンド

問合せ＝市民安全課(内線630)

